

協同組合内協同の創造からの農協見直し

—相互扶助の原理から共生の原理へ—

特別理事 蔦谷栄一

〔要 旨〕

- 1 農業と地域は危機に直面しており、農協の危機に直結している。農業と地域の再生に農協が役割を発揮できるか、その存在意義が問われている。地域社会農業の確立と地域コミュニティの再生がそのポイントを握る。
- 2 とところで日本で農協が発展したのは、江戸時代の「自治村落」で培われてきた相互扶助の精神の存在が大きく作用しており、これが農協運動の源流となった。ドイツをモデルとした1900年に成立した産業組合法の施行以前から自然発生的に組合は存在した。
- 3 村落共同体の「自治村落」のベースとなったのが村による土地の共同所有である。1873年の地租改正による近代的土地所有権の導入は、村落共同体の脆弱化をもたらした。
- 4 こうしたなかで村落単位で設けられてきた農家小組合が地域活動をリードし、産業組合、農会の発展に大きな役割を果たした。
- 5 経済更生運動で町村単位に統合・設置された産業組合は、その後、農会とともに農業会となり非常時体制下に組み込まれたが、戦後、1947年の農協法により農業会を実質引き継ぐかたちで農協として再スタートした。
- 6 農協は、合併を繰り返し広域化・大型化し、組合員、地域との関係が希薄化してきたことは否みがたく、合併がかなりの程度まで進行した現在、あらためて協同組合内協同として村落レベルでの活動強化が必要とされる。
- 7 村落には集落営農、各種部会、農家組合等、多様で多層なコミュニティが存在するが、その中心となつての活動が期待されるのが集落営農である。
- 8 大型合併は、一方で管轄地域内外の多様なコミュニティとのパートナーシップを形成する可能性を広げるメリットをもたらすことにもなった。
- 9 協同組合内協同との連携強化や、協同組合間提携を含む管轄地域内外のコミュニティとのパートナーシップの形成には、あらたな時代環境にふさわしく、かつこれまでの相互扶助の原理をも包み込んだ原理が必要とされるが、「共生の原理」とするのがふさわしい。

目次

はじめに

1 農業・地域の危機の構造

2 農協運動の源流

(1) 産業組合法発足の経過

(2) 産業組合法発足以前

3 自治村落の実態と変化

(1) 江戸時代

(2) 明治以降

4 農協と村落共同体

(1) 産業組合・農業会時代

(2) 農協法の成立とその後

5 村落共同体の脆弱化

(1) 村落共同体の構造

(2) 協同組合内協同としての集落営農

6 時代環境に対応した農協への脱皮

(1) 協同組合内協同の創造

(2) 協同組合間提携の拡大強化

7 必要な3つの整理と共生の原理

(1) 地域コミュニティ

(2) 地域社会農業

(3) 内発的發展論

(4) 共生の原理

おわりに

はじめに

今、農業は経営収支の悪化と絶対的な担い手不足の進行により危機的状況に置かれている。地域も人口の流出と活力の低下によって空洞化し地域コミュニティの脆弱化は著しい。農業と地域は農協の基盤であり、これらの危機は農協の危機に直結する。

組織論、事業論、経営管理論、理念論等々、さまざまな切り口からの農協論が提示されているが、基本は農協がリードし、かかわりながら、農業と地域の再生を可能にしていくところにある。

農協批判が相次いでおり、批判のための批判も多いが、本質的にはこうした状況のなかでの農協の存在意義が問われているということが出来る。反論すべきは反論しながらも、農協の組合員ばなれ、事業優先等の批判については真摯にこれを受け止め、

新たなビジネスモデルを構築しながら農協の存在意義を具体的に示していくことが求められる。事業の確保が農協の社会的活動展開のための必要条件であることは間違いないが、農協基盤の弱体化に手を打たずしての事業推進では、将来展望を獲得することはできない。

時あたかも今(2010)年がレイドロウ報告30周年にあたるとともに、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」15周年でもある。そして2012年は「国際協同組合年」となる。今年から再来年にかけての期間を、農協陣営に引きつけて言えば農協見直しの大きな節目としていくことが期待される。

本稿は、地域の実態を踏まえての農協のあり方と、地域再生への農協のかかわりを中心に整理することをねらいとする。あらかじめ本稿での強調点をあげておけば、①農協運動の源流は「自治村落」としての村

落共同体の相互扶助の原理にあること、② 発史的に農協運動の基本単位は村落にあり、合併によって大規模化した農協が本来の機能を発揮していくためには、あらたな地域協同組織としての協同組合内協同を創造していくことが必須であること、③ 協同組合内協同として多様かつ多層なコミュニティが存在するが、その中心として位置づけられるのが集落営農であること、④ 農協が地域活性化を具体的にリードしていくためには地域コミュニティ論、地域社会農業論、内発的発展論を踏まえることが必要であること、⑤ 農協内外の環境変化にともない相互扶助の原理をも包み込んだあらたな原理として「共生の原理」が求められること、等となる。

1 農業・地域の危機の構造

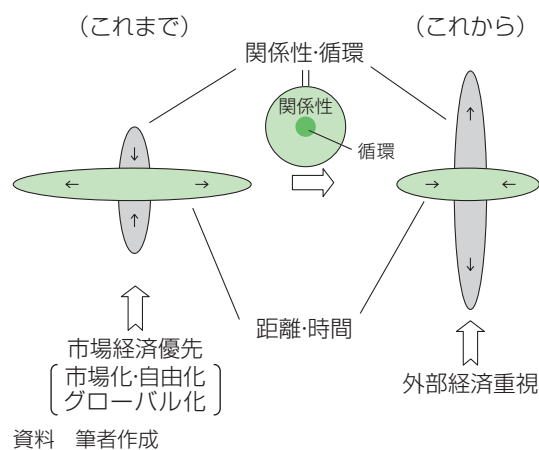
農業の危機の背景には地域の危機が存在している。地域が地域として自立してこそ、農業、特に「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ地域農業」であるところの地域社会農業は成立可能となる。

この関係を示したものが第1図である。食料自給率の低下、安全・安心の確保をはじめとする基本的な農業問題は距離・時間の拡大でかなりが説明可能であるが、距離・時間の拡大の一方で、関係性、循環の希薄化・喪失を招いてきた。関係性は、人と人の関係（村落共同体をはじめとする地域コミュニティ等）、人と自然との関係（感性、

体験等）、自然どうしの関係（生態系、生物多様性等）の総体である。この関係性は循環を包み込んでいる関係にあり、循環しているがゆえに生命が生まれ、持続性を持つことができる。すなわち循環を中心として関係性が構築・成立しており、この関係性をもとに農業が成り立つという構造になる。ところが市場経済が優先し、距離・時間が拡大するなかで、関係性・循環の喪失を招いており、農業そして地域が危機にさらされているのが現状である。関係性・循環を回復させ、距離・時間の縮小をはかり、地域とともに農業を再生していくことが求められている。そしてここで想定される農業は欧米型、あるいは新大陸型の農業ではなくて、あくまで地域社会農業となる。

ここで地域社会農業にいま少しだけ触れておきたい。地域農業は距離・時間を縮小して地域単位で取り込まれながらも、その視野に置かれているのは農業だけであるのに対して、地域社会農業は地域農業の振興と同時に、新鮮・安全の提供、健康づくり、食文化、食育等の地域住民の生活と福祉と

第1図 農業・地域が直面する危機の構造



資料 筆者作成

一体になった農業が想定されている。そしてこうした取り組みの核に置かれているのは生産者と消費者、高齢者や女性も参画しての身近な交流、農村と都市との提携、住みやすい環境づくり等をつうじてのコミュニティである。

具体的な農業の方向性、さらには農協の関係については既に本誌で展開してきていること^(注1)から、本稿では地域社会農業に触れるにとどめ、「はじめに」で述べたように、あらたな時代環境のなかで人と人との関係性である地域コミュニティをいかにして再生していくのか、農協論としてこれにアプローチしていくことにする。

(注1)「集落営農の実態と兼業農家の位置づけ」本誌06年12月号、「『水田維持直接支払い』による非主食用米生産」同08年10月号、「地域社会農業からの基本計画見直し」同09年6月号、「地域社会農業における農協の役割と機能」同09年11月号、「農協農業貸出仲長の今日的意義と課題」同10年5月号、等。

2 農協運動の源流

日本で農協が発展したのは、江戸時代の「自治村落」で醸成されてきた相互扶助の精神の存在が大きく作用しており、これが運動の源流となったというのが筆者の考えである。もちろん、協同組合運動は、イギリス・ランカシャーで1844年に発足したロッチデール公正開拓者協同組合に端を発し、これが今日の協同組合運動の出発点であることは事実であり、協同組合原則を大いに尊重すべきであることに対して異論はない。

しかしながら、日本農業の特徴として指摘される村落共同体による生産と暮らしのなかで培われてきた相互扶助の精神は、日本農業の特徴として指摘され得るのみならず、農協運動の源流として明確に位置づけておくことが必要であり、これが農協見直しの出発点となる。

(1) 産業組合法発足の経過

現在の農協法は戦後、1947年に成立しているが、農協は戦前の産業組合一農業会の流れを引き継いで今日に至っている。

産業組合法は1900年に成立したが、1891年に帝国議会に提出された信用組合法案が原案であり、これはドイツに留学した経験を持つ平田東助（当時内務省法制局部長）と品川弥二郎（当時内務大臣）が、「当時の日本は地租改正と米価下落等が重なり、農村は自作農を中心に苦しみに喘いでいた。…この窮状を救えるのはシュルツェ系の信用組合を日本にも普及させる^(注2)」しかない、という思いをもって起草したものである。

この信用組合法案は審議未了で不成立となったが、1897年になると今度は内務省ではなく農商務省から産業組合法案として議会上程された。これは「農村振興を主眼とするならば、都市信用組合型のシュルツェ系の原則によるのは不適切で、農村に根を張っており、信用以外にも購買、販売、生産等の事業をも包括しているライフアイゼン系の原則によるべき^(注3)」との意見を織り込んで作られたものであった。

これもやはり審議未了で不成立となった

が、あらためて1900年に第一次案とほぼ内容を同じくする第二次産業組合法案が上程され、成立した。

このように産業組合法の成立にあたっては、都市信用組合型のシュルツェ系でいくべきか、総合事業・農村型のライフアイゼン型でいくべきか、激しい論争が展開され、結果的には両者を折衷した形で成立した。経過はともかくとして、ドイツの協同組合がモデルとなり、法制度もドイツになったものであった。

(注2) 阿部(2000) 8頁

(注3) 前同(注2) 9頁

(2) 産業組合法発足以前

ところで産業組合法発足前の1898年には、産業組合と認められるものが351組合^(注4)にのぼっていた。信用組合、販売組合(製茶組合、生糸販売組合が主)が多く、加えて購買組合、「製産組合」(当時の表記)、利用組合もあった。これらはドイツをはじめとするヨーロッパの協同組合をモデルとしたものではなく、自然発生的に生まれたものであった。

さらに江戸時代にさかのぼれば、二宮尊徳による報徳社や大原幽学による先祖株などの協同組合的流れが存在したこともまた知られている。そして、これらの報徳社や先祖株の「仕法も、村落共同体に依拠して育まれた村人たちの知恵を体系化し、発展させた側面があった^(注5)」とみることができ、「自治村落」での相互扶助が取組みのベースとなっていたといえる。

ところで「共同体のかたちがある程度浮

かび上がるようになるのは中世に入ってから^(注6)」とされているが、「自治村落」としての共同体となったのは、近世の江戸時代であるとされる。生産集団であり武装集団でもあった武士団を核とした農村共同体が、江戸時代に入って武士は都市で暮らすようになり、武士は支配階級として君臨しながらも、「庄屋、百姓代などをとおしての間接支配が一般的」になり、「自治村落」としての実態が形成されていった。

(注4) 暉峻(2003) 64頁

(注5) 渡辺(2008) 233頁

(注6) 内山(2010) 30頁

(注7) 前同30頁

3 自治村落の実態と変化

次に「自治村落」としての村落共同体の実態について確認する。そのうえで、産業組合等の展開について見ることにしたい。

(1) 江戸時代

児玉幸多『近世農民生活史・新版』(児玉(2006))によれば、近世の村落社会を構成する身分階層はかなり複雑でありながら、「むしろ住民の大半が、高持百姓あるいは本百姓として、ほぼ平等の立場に立つようになったことが近世農村の特徴^(注8)」であるとしている。

小共同体の具体的なものとして、田植え、繭かき、屋根葺き、井戸掘り等での労働力を貸しあう結、同一の信仰を持つ人々の結社である講をつうじての冠婚葬祭時の手伝い、慰安、娯楽、さらには本家分家の関係

を中心とするマキ（一族）、結婚の仲人や元服の時の烏帽子親等の親分・子分関係等があげられている。「村民は、このような大小の共同体またはその補充の役目をなす諸関係のなかで生活をしていた。」^(注9)まさに生産と暮らしを総合した地域社会のなかで相互扶助の精神が培われ「自治村落」の内実が形成されていった。しかしながら村法、「郷例」に背けば村八分等の制裁を受けることになった。

(注8) 児玉 (2006) 251頁

(注9) 前同 (注8) 252頁

(2) 明治以降

こうした「自治村落」の基盤となっていたのは幕藩制的土地所有を基礎とした、村による土地の共同所有であり、渡辺 (2008) は村落共同体を「土地の共同所有機能を根幹とする、村人たちの強固な結合体」^(注10)と表現している。したがって1873年の地租改正による近代的土地所有権の導入は、「近世と近代を分かち大きな画期」^(注11)となり、これに1887年登記法施行、1889年地券廃止・土地台帳規則制定の実施があいまって、「村は土地の共同所有を本質とする村落共同体という性格を弱めて」^(注12)いったものである。

このように近代＝明治時代への移行にともない、村落共同体の脆弱化が進行する一方で、村落を単位として農家小組合への取組み等が展開されてきた。以下、楠本 (2010) によって農家小組合について整理する。農家小組合は地方によって、農家組合、農事改良組合、村落農会、農事実行組合等とさまざまに呼称されている。農林省 (当時)

は農家小組合を、一定の地区内の農家を網羅して、生産、流通、消費、社会その他農村の全般的な活動を目的とする一般事業を行うものと、畜産、園芸等特定の事業を目的とする特殊事業を行うものとに二分していた。しかしながらその実態は、「誠に種々雑多で、あるものは農家の生活全般にわたるあらゆることをやっているかと思えば、あるものは豚のみを中心に集まっているもの、またあるものは農家だけで作っているものもあれば、あるものは区域内の全員が参加してつくっているという具合である。…本来、農家を中心となり、申し合わせによって出来た、何等強制も法律的な窮屈さもない任意団体」^(注13)であるとされる。また、「従来農村には、多数の農家小組合が設立せられ、それぞれ農事に関する各般の事業をおこなっていた。その事業のおもなものは、共同設備、共同販売、共同作業、金融、社会的施設、基本財産の造成等である。これらの団体はいずれも村落を区域とし、その大部分は産業組合のおこなう事業をおこなっていた。」^(注14)とされる。

この「農家小組合は、明治10 (1878 (筆者注)) 年代に全国各地で『農談会』というかたちで自発的に形成されたものを、府県行政が取り上げて、いわゆる明治農政の実行主体として組織的に育成普及することによって展開した。」^(注15)その先駆けをなしたのが鹿児島県であり、1921年ごろまでにはほぼ全国に普及設立された。ちなみに1928年の農林省調査では、全国の農家小組合の数は157,439であり、一般事業を行うもの

69%、特殊事業を行うもの31%の構成比となっている。

その後、1930年ごろまでの10年間は、主として帝国農会—府県農会—町村農会（いわゆる系統農会）の下部組織として拡張普及され、さらに経済更生運動期になると農事実行組合等として法人化が認められ、国家農政施策実行の末端組織として位置づけられることになった。そして1943年の農業団体法の成立により産業組合とともに農業会に統合され、さらに1947年の農業団体整理法によって強制的に解散させられたのであった。

なお、ここで農会について補足しておく。農会は農業改良の推進役として大きな影響力を発揮した。やはり老農の知恵・工夫に学ぶことをねらいとした農談会をベースとして組織化したもので、産業組合法より1年早い1899年に農会法が成立している。当初は農政活動は展開していなかったが、全国農事会が帝国農会に改称し、1910年に帝国農会が法制化されてからは、「帝国農会は地主の主導下に全農業者の利益団体として、帝国議会のなかの大圧力団体となり、いっそう強力な機能をはたすための政治的発言力をもつ」ことになったものである。^(注16)

あらためて農家小組合、農会、産業組合の関係を整理しておけば、村落単位で農家小組合が設立され、その農業改良に関する部分が農会に組み込まれ、その下部組織として発展し、帝国農会となってからは地主の利益集团的役割を果たすことになった。

これに対して産業組合は、「規模零細で

経済力の劣弱なために単独では商品経済に適応することが困難な小農民が、一定の公権力を持つ『自治村落』を単位として、そこでの近隣相識の関係と相互扶助の関係を基礎に、主体的に一定の組織をつくり、その組織的な規制力のなかで、主として流通・信用の面で、一種の『規模の経済』を実現し、商人資本、金貸資本を排除して、商品経済にみずからを適応させようとする^(注17)組織」であったといえる。

産業組合は発足してしばらくの間、農民の組織率は低かったが、経済更生運動にもなう1932年の第7次産業組合法改正によって、農家小組合を農事実行組合として法人化し、これを一括産業組合に加入する道を開くことによって普及拡大した。ただし、産業組合の発展にあたっては地主の力が大いに寄与したことが知られている。

いずれにしても村落単位で設けられた農家小組合が産業組合、さらには農会の発展に大きな役割を果たした。

(注10) 渡辺 (2008) 80頁

(注11) 前同235頁

(注12) 前同235頁

(注13) 楠本 (2010) 78, 79頁

(注14) 前同85, 86頁

(注15) 前同81頁

(注16) 暉峻 (2003) 64頁

(注17) 前同64頁

4 農協と村落共同体

農協の歴史は、先にも触れたとおり産業組合—農業会—農協と推移してきた。産業組合以前に自然発生的にスタートした組合

組織は、当然のことながら村落単位で設けられてきたが、経済更生運動以降、次第に産業組合と村落共同体は乖離し、組合員とも距離は離れてきた。

(1) 産業組合・農業会時代

発足当時の産業組合は、「一町村一組合ではなくておおむね村落単位^(注18)」であったことから、「個々の農民にとっても組合の存在意義が具体的に呑みこめた^(注19)」関係にあった。

しかしながら1929年の大恐慌にともなう経済不況が我が国をも襲い、「株価が半値に落ち込み、北海道、東北は打ち続く冷害に泣き、一方、米価も下落し、農家経済も赤字という、まさに都会でも農村でも、恐慌の嵐が吹きすさ^(注20)」んだのであった。このため農林省は救農土木事業と「自力更生」をスローガンとする経済更生運動を展開した。

政府のこうした運動に呼応して産業組合側は、1933年から産業組合拡充五ヵ年計画を実施した。これは①産業組合の未設置町村の解消、②農業者の全戸加入、③産業組合の四種兼営化の推進、④貯金の倍増、等を目指して展開された。これが産業組合の伸長によって既得権を奪われていった地方の米穀問屋、肥料問屋等の商系の反発を招くこととなり、いわゆる反産運動を燃え上がらせることとなったことを付言しておく。そしてこれまで村落単位で設立されてきた産業組合は、町村単位へとシフトしていくことになった。

その後次第に戦時体制へと移行し、1939年に小作料統制令、1942年に食糧管理法が導入され、1943年には農業団体法が施行され、産業組合は農会とともに農業会となり、非常時体制下に組み込まれて、協同組合として自主性を発揮していくことは著しく困難となった。

(注18) 一楽 (1984) 152頁

(注19) 前同152頁

(注20) 阿部 (2000) 19頁

(2) 農協法の成立とその後

戦後、GHQは、地主支配からの小作人の解放と、戦争遂行のための統制機関となっていた農業会組織を崩壊させることに重点を置いた。これにともない農地解放が行われるとともに、1947年11月には農業協同組合法を成立させている。

農協法成立までには、極力時間をかけて農民の新しい協同組織を育成し、行政も深くこれに関与していくこととし、とりあえずは「農業会の戦時統制団体的性格を払拭するための最小限の法律改正^(注21)」にとどめようとする日本側と、戦争遂行のための統制機関となっていた農業会組織の崩壊を前提とするアメリカ側との間で激しい攻防が展開された。

農協制度は日本側、アメリカ側のベクトルの異なる主張のなかでの妥協の産物ともいえるが、ここで特に注目しておきたいのが、日本側が主張しながらも農協法に反映されなかった「農業実行組合」の設置についてである。農林省は小規模自作農による農業生産では生産性向上には限界があると

して、農業実行組合による生産の協同化を目指していた。^(注22)この農業実行組合を農協の下部組織にして、農協の市町村—府県—全国の三段階制を想定していた。しかしながら「実行組合の基盤である村落が、村落会等の形で、戦時下に果たした役割や、組織がソビエト的であるとしたGHQ側の強い^(注23)反対」によって断念を余儀なくされたのであった。農業実行組合による生産の協同化がはかられ、これが村落の核となり、農協の下部組織として位置づけられていたならば、農業の担い手問題そして農協と組合員との距離・関係も大きく異なったものとなったに相違ない。

ともかくにも日本側の意向に反して、GHQは短期間での農協の設立を強制したことから、「戦後の農業協同組合は、農業会の看板の塗り替えにすぎず、産業組合以来の物的資本をそのまま引き継^(注24)い」でスタートした。これにともない自己資本過少であった農協は経営悪化を招き、1951年の農林漁業組合再建整備法施行等による整備促進を余儀なくされたのであった。

これらを乗り越えて今日の農協に至っているわけであるが、農協の広域合併によって、農協の大型化が進行した。1950年に13,314あった農協は、2010年1月1日現在で730組合となっており、60年の間に5%にまで減少している。これで市町村の数1,784(10年1月1日現在)を割ってみると、1農協当たり2.4市町村をカバーしていることになる。大規模合併は、農協の組合員との距離拡大をもたらしたことは否定しがたい。

(注21) 小倉・打越 (1961) 743頁

(注22) 梶井 (2006) 59頁

(注23) 阿部 (2000) 59頁

(注24) 一楽 (1984) 153頁

5 村落共同体の脆弱化

以上、歴史的にみて農協運動の源流は村落共同体で培われてきた相互扶助の精神にあり、また産業組合発足以前に自然発生的に生まれた組合は村落を単位として形成されてきたことをみてきた。その村落共同体の形骸化と併行して担い手不足は進行し、一方で農協は大型合併することによって村落との乖離幅を広げてきた。あらためて村落共同体の現状を確認し、担い手問題の方向性を見いだしていく必要がある。

(1) 村落共同体の構造

明治時代に入ってから地租改正により村による農地の共同所有が崩れたのにもない、「自治村落」としての村落共同体は本質的な変化を余儀なくされた。脆弱化したとはいえ依然として水田農業での共同作業等によって村落共同体は維持され、相互扶助の精神も受け継がれてきた。

しかしながら水田農業の縮小とともに、水田農業の機械化、化学肥料・農薬使用等農業近代化による装置産業化がすすみ、共同作業は大幅に減少してきた。また農家経済に占める農業所得のウェイト低下の一方での人口流出や農外依存度の増加は、相互扶助の精神の希薄化をもたらし、まさに地域、村落の存続自体が揺らいでいる。

ところで2010年世界農林業センサスの結果(暫定値,10年2月1日現在)のなかに、「実行組合の有無別農業集落」がある。実行組合がある農業集落は101千集落で、全集落の72.5%に存在しているが、10年前に比べて6.6%もの減少を示している。この実行組合は、農林水産省の用語解説によれば、「農業活動における最も基礎的な農家集団である。具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部などさまざまな名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能を持つ農業者生産者の集団をいう。ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。」とされている。戦後、農協法成立時点で農業実行組合を農協の下部組織として位置づけることは認められなかったものの、地域・村落では村落共同体を維持し、「自治村落」として機能していくために実行組合を設け、地域農業を守ってきた。その実行組合が減少し形骸化することによって地域の脆弱化を招いている。

ここで長野県JA上伊那管内の実行組合の実態を簡記しておく。^(注25)管内では集落単位で農地を所有している組合員の組織として設けられている「農家組合」(行政は同じ組合を「農政組合」と称している)が実行組合に該当する。農家組合には農地所有者であっても農業をしていない人も含まれており、次第に農家組合としての機能は低下してきている。現状、農家組合は農協からの連絡事項の伝達、購買事業での注文とりま

とめ、総代選出等の機能を果たしている。別途、農家組合の下に10人から15人単位で「実行組合」と呼ばれている班が設けられ、農家組合の下部組織として機能している。また農家組合と生産部会(作物別)は重なってはいないが、集落営農とは重なり合う部分が多い。

(注25) JA上伊那からのヒアリングによる。

(2) 協同組合内協同としての集落営農

このように村落共同体は空洞化、脆弱化が激しく、農家組合等の実行組合はまだある程度残っているとはいうものの、減少を続けているとともに機能も低下している。農協法の成立過程では実行組合による生産の協同化も検討されもしたが、土地持ち非農家も含まれる実行組合による地域営農維持は困難であり、あらためて時代環境の変化に対応した生産組織が求められている。言ってみれば大規模化した農協を前提にして、農協のなかにあらたな「小さな協同・協同組合」^(注26)である協同組合内協同を創造していくことが不可欠とされる。

そこで注目されるのが07年の品目横断的経営安定対策にともなって設けられた集落営農である。農林水産省の10年2月1日現在での集落営農実態調査によれば、集落営農組織数は13,577、農地集積面積は495,137haで、1組織あたり面積は36.5haとなっている。水稻作付面積1,621ha(09年度)の31%、1農業経営体当たり平均耕地面積が2.2ha(10年)であることを勘案すれば、集落営農によって実質的な農地集積は進行

しているとみることができる。

一方、認定農業者については、農水省調査によれば、09年9月末現在248,577人で、1年間の増加数は前年の8,604人に対して4,098人と増加幅は大きく減少しており、対前年比伸び率も1.6%にとどまっている。その主たる要因は高齢化により、規模拡大計画が立てられない農家が多いことがあげられている。したがって、現状を取り巻いている壁を突破していくためのカギを握るのは集落営農であるとみることができよう。そして集落営農の課題である担い手の確保、経営の効率化、社会的信用の獲得等をクリアし、持続性を確保していくためには法人化していくことが必要である。

先に取り上げたJA上伊那では実質的に昭和50（1975）年代から集落営農についての取組みが開始されており、任意組合での集落ぐるみ型にとどまらず、集落ぐるみ型での農事組合法人、オペレーター型による有限会社も設立されている。^(注27)

すなわち、ここでは集落営農組織を2階建てとみなし、1階部分を地域における農地や水利や諸関係をまとめ調整する組織、2階部分を担い手やオペレーターなどが中心になって組織した農業生産の実働組織と位置づけ、2階部分については法人化していく方向で推進をはかっている。この1階部分が農家組合とおおむね重なっている。

(注26) 田中（2008）30頁

(注27) 拙稿（2006）参照

6 時代環境に対応した 農協への脱皮

ここまで相互扶助の原理を切り口にして、集落営農による担い手の確保も絡めて村落レベルを中心に論を展開してきた。農協は合併を重ねることによって広域化しており、農協の立ち位置はおのずと変化している。農協は立ち位置の変化に対応して協同組合内協同の創造や協同組合間提携の推進を抜きにしては、今後の発展は望みがたい。

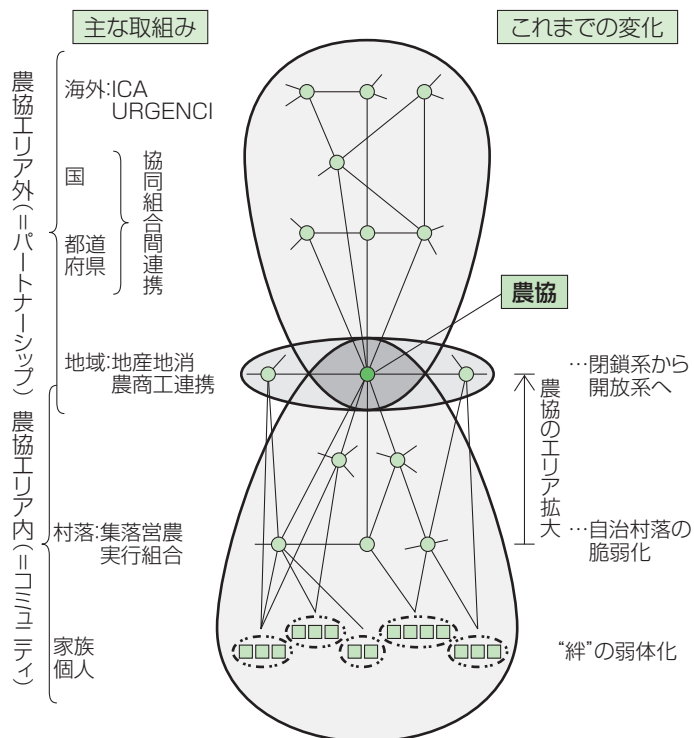
(1) 協同組合内協同の創造

農協の合併にともない広域化したことにもなう農協の内外に広がるコミュニティとそのネットワークをイメージしたのが第2図である。

もともと村落単位で作られた産業組合は組合員との関係が直接的で、組合員にとって組合はごく身近な存在であった。これが次第に広域化するとともに、村落共同体の脆弱化・空洞化が重なって、組合と組合員との距離が遠くなっただけでなく、これまでの農家組合等の実行組合をつうじての間接的な関係も希薄化している。

したがって農協内では村落レベルで村落共同体に代わるあらたな地域協同組織としての協同組合内協同の創造が求められることになる。農協では協同組合内協同として集落営農、各種部会、農家組合等多様でかつ多層なコミュニティが存在するが、その中心として位置づけていくことが期待され

第2図 農協の内外のコミュニティのネットワーク
(イメージ図)



資料 筆者作成

(注) ICA(the International Co-operative Alliance)は、国際協同組合同盟URGENCI(Urban-Rural Generating New Commitments Between Citizens)は生産者と消費者のパートナーシップを基礎に運動を展開する国際ネットワーク。

るのが集落営農である。

楠本(2010)は、集落営農の持つ潜在力・可能性は大きいとして、あらためて「集落営農とは、農業をはじめ地域が直面している諸問題を解決し、人びとが張り合いをもって働き、いきいきと暮らし続けることができるようにするため、地域や集落で相談し、話し合い、知恵を出し合って取り組む協同活動^(注28)である」とする。すなわち集落営農が持つ地域環境の維持保全の協同、生産の協同、暮らしの協同という3つの分野の協同活動をあげ、これが「分割することができない『三位一体構造』^(注29)で結合」している。したがって集落営農は、「私的利益を追求

する『私的資本』とは異なる、地域社会の公益を目的に拠出され蓄積・管理される『社会資本』によって、持続的に『経営体』として運営される自治組織^(注30)であるところの「社会的協同経営体」と位置づけている。そして「本質は社会的資本、コミュニティビジネスであったはずなのに、変質してしまった」農協^(注31)に対しては、「農協が社会的に必要とされる組織になることができるのは、その原点である社会資本に、時間をかけて生まれ変わるしか方法はない」として、「その具体的第一歩は、…集落営農のネットワークを育てて、その事務局役を担うことである」と^(注32)している。

(注28) 楠本(2010) 49頁

(注29) 前同50頁

(注30) 前同50頁

(注31) 前同280頁

(注32) 前同280頁

(2) 協同組合間提携の拡大強化

次に農協外であるが、農協外は管轄地域内と管轄地域外とに二分される。管轄地域内でのネットワークの相手方は、消費者、漁協、森林組合、商工業者、役場等となる。地産地消は消費者とのパートナーシップが前提となる。漁協、森林組合とのパートナーシップは協同組合間提携となる。さらには農商工連携や第六次産業化は商工業者とパートナーシップを組んでいくことになる。

管轄地域外では、生協、漁協、森林組合さらにはその連合会、食品メーカー・量販

店、県・国等とパートナーシップを組んでいくことになるが、国境を越えて海外の協同組合等との国際的なパートナーシップを形成していくことも視野に置いていくことが必要な時代となってきた。

7 必要な3つの整理と 共生の原理

協同組合内協同の創造や協同組合間提携の推進を具体的に展開していくためには、地域コミュニティ、地域社会農業、そして内発的発展論について整理しておくことがきわめて重要であると考え。さらには農協を取り巻く状況の変化に対応して相互扶助を発展させた概念が求められる。

(1) 地域コミュニティ

産業組合がスタートした時点では、産業組合は基本的に村落単位で設けられ、村落内の各種コミュニティと密接な関係を有する一方で、外部とは行政や連合会等との限られた接触を持つにとどまっていた。

これが経済更生運動に対応しての1町村1産業組合の推進、さらには戦後、農協となり、大型合併がすすむにつれ、農協の管轄地域は拡大し、村落レベルを越えた多層で多層なコミュニティを抱えるようになった。あわせて地域内、地域外の多様なコミュニティとのパートナーシップも大きな広がりを持つようになった。

農協の大型合併は、農協と組合員や村落レベルでの関係性の希薄化をもたらしたと

いう意味でのデメリットはあるものの、一方では地域内外の多様なコミュニティとのパートナーシップを形成する可能性を有するというメリットを獲得したということでもある。農協の大型合併は既成事実として前提すれば、合併自体をうんぬんするよりは、今後の農協活動の展開は村落共同体に代わるあらたな協同組織としての協同組合内協同の創造に注力すると同時に、管轄地域内外の多様なコミュニティとのパートナーシップを形成し、これを生かした活動としていくことが求められる。

(2) 地域社会農業

地域社会農業については本稿の1で触れたことから繰り返しは避けるが、地域農業から地域社会農業へと脱皮していくことが、日本農業の再生のためには絶対に欠かすわけにはいかない最重要ポイントとなることを強調しておきたい。

(3) 内発的発展論

ここでの内発的発展論は、国連経済特別総会（1975年）に提出されたダグ・ハマーショルド財団の報告書の流れをくむものではなく、社会学者の鶴見和子が独自に展開した内発的発展論である。

鶴見の内発的発展論の核心は、「近代化論は、地球上すべての社会に適用することのできる『一般論』として構築された。これに対して、内発的発展論は、それぞれ多様な個性を持つ複数の小地域の事例を記述し、比較することをおして、一般化の度

合いの低い仮説あるいは類型を作っていく試みである」^(注33)とするとところにある。あくまでそれぞれの地域は他所にはない独自の地域であり、安易に他所からのモデルをもって適応させていくことを厳しく排除している。

内発的発展論の基本的特徴を凝縮すれば次のようになる。^(注34)

①内発的発展論は、地域を単位とする。

②生命はその本質において自律的であり、人間は社会的自立・精神的自律によってアイデンティティを確認しながら成長をめざす存在である。

③外的要素と自己との緊張関係をとおして、うちにある可能性を創発していく。

④危機を克服していくためには危機に敏感で、感性が豊かで、知性が鋭く、倫理の高い指導者の存在を必要とする。

⑤多様な地域性をはじめとする価値多元論を尊重する。

⑥地球志向をもち、全体性を視野に入れて地域を見つめていくことが重要である。

⑦閉じられた体系ではなく、生成する体系であり、時間とともに生成発展していくものである。

ここであわせて鶴見が柳田国男の地域論をもとに、地域の範囲について述べているところを引用しておく。「市というのは市場の市ですが、経済圏として相対的に独立できる一つの範囲である。そしてそこで文化としては古代から現代に至るまで、地層のようにそれぞれの時代の文化が代々受け継がれて、しかもそれらが捨てられない

で、集積している場、そういうふうを設定しているんです。つまり文化的な特徴を共有し、自然の地形的な特徴を共有し、そして行政的な一つの単位をなしている。そこで住民が自分たちの意思で、この町、この村々をどうやっていくかということを決めることに参加することができる。それが自治です。^(注35)」

大規模合併により農協の管轄はここでの「市」の範囲を超えてしまっているものも多い。それだけに協同組合内協同により、村落レベルで組合員が主体となって活動可能な集落営農等の地域コミュニティの創造を農協がリードしていくことが必要である。

(注33) 鶴見 (1999) 72頁

(注34) 前同347～362頁

(注35) 鶴見 (1998) 285頁

(4) 共生の原理

以上を踏まえれば、これまでは実質、相互扶助を原理として農協活動が展開されてきた。しかしながら村落共同体の脆弱化・空洞化が進展し、一方で農協は合併によって大型化し、その立ち位置を変化させてきた。これらを乗り越えていくために、多様な協同組合内協同との連携、管轄地域内外のコミュニティとの多様なパートナーシップを形成するとともに自然循環機能をも重視していくという意味では、これまでの相互扶助の原理をも包み込みながらも、あらたな時代環境にふさわしい原理、すなわち「共生の原理」を確立していくことが必要であると考えられる。持続的で循環型の地域社会づくりに向けて農協は、多様な内外のコ

コミュニティとのネットワークを積極的に生かし、それぞれのコミュニティの自立性を尊重していく。それぞれのコミュニティが主役であり、農協はプロモーター役、事務局であると同時に事業主体であるということからすれば「共生の原理」^(注36)がふさわしいように思う。

(注36) 経済評論家の内橋克人(1999)は、「協同・連帯・信頼を原理とする共生社会」の創造を強調している。

おわりに

農協論は間口が広いだけでなく奥行きが深く、多角的なアプローチが必要とされるが、本稿では農協の基盤として位置づけられる地域コミュニティに絞って整理を試みた。

明治以来、近代化が進行し、さらに戦後は市場化・自由化・国際化が加わって地域コミュニティの脆弱化は覆いようもない。ちまたでは企業あるいは法人による大規模農業の推進にその活路を求める向きが多いが、農業経営の面だけではある程度妥当するにしても、農地の維持をはかり、環境を保全するとともに、暮らしが可能な生活環境を確保していくためには家族農業経営を軸とした地域コミュニティが不可欠であり、その中心として集落営農が期待される。

これまでの多くの農協論は農協から組合員、地域にアプローチするものであったが、今必要とされるのは地域、組合員からアプローチする農協論である。地域、農業

の主役は組合員であり、農協はこれを支援し誘導していくプロモーター役として機能していくのが本来の役割であり、このために事業活動があるといっている。これまでと主客を転倒させたビジネスモデルを確立していくところに農協の存在意義が認められ、大転換期にふさわしい農協のあり方が見通されるということができよう。

なお、本稿では紙幅の関係からごく一面からのアプローチしかできなかったが、近刊予定の拙著『協同組合時代の農協の役割』(家の光)では、いま少し幅をもたせて多角的に論じている。関連して参照願いたい。

<参考文献>

- ・阿部信彦(2000)『協同組合“100年の軌跡”』協同組合懇話会
- ・一楽照雄(1984)『協同組合の使命と課題』農山漁村文化協会
- ・内橋克人(1999)『多元的経済社会のヴィジョン』岩波書店
- ・内山節(2010)『共同体の基礎理論』農山漁村文化協会
- ・小倉武一・打越顕太郎『農協法の成立過程』協同組合経営研究所
- ・梶井功「故小倉武一代表幹事の協同農業論」『記念会報』小倉武一記念協同農業研究会
- ・楠本雅弘(2010)『進化する集落営農』農山漁村文化協会
- ・児玉幸多(2006)『近世農民生活史・新版』吉川弘文館
- ・田中秀樹(2008)『地域づくりと協同組合運動』大月書店
- ・鶴見和子(1998)『鶴見和子曼茶羅Ⅳ・土の巻』藤原書店
- ・鶴見和子(1999)『鶴見和子曼茶羅Ⅷ・環の巻』藤原書店
- ・暉峻衆三編(2003)『日本の農業150年』有斐閣
- ・渡辺尚志(2008)『百姓の力』柏書房

(つたや えいいち)